



# 知的財産侵害物品の取締りを強化します

期間：令和6年11月1日(金)～11月8日(金)

神戸税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する取締りを強化します。  
また、知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、下記の窓口にご連絡ください。

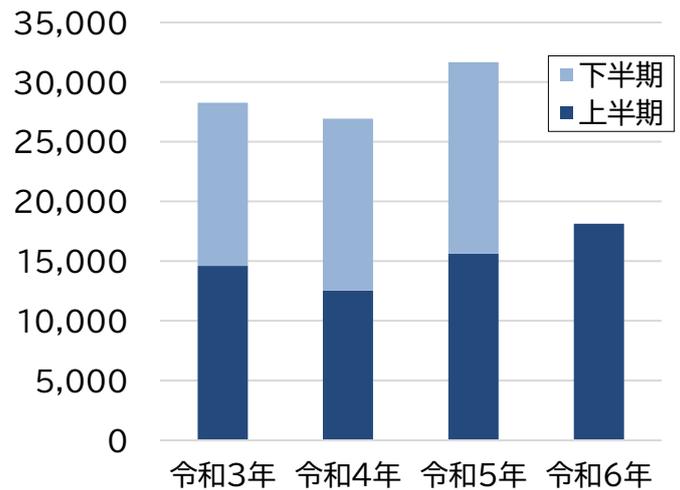


令和4年10月に税関における知的財産侵害物品の水際取締りが強化されました。



密輸情報提供サイトもご利用できます。  
<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移(件数)



令和6年上半期の輸入差止件数は過去最多の1万8千件を超えています。

## 【連絡先窓口】

神戸税関業務部知的財産調査官  
(平日8:30～17:00)

**078-333-3156**

密輸ダイヤル(24時間受付)

**0120-461-961**

(フリーダイヤル)